第23期第2回 日野市町名地番整理審議会

日 時	2016年(平成 28年)4月27日(水) 午後1時30分~午後3時00分
場所	日野市役所 4 階 庁議室
諮問事項	なし
報告事項	①新井地区の住民意向調査結果、町丁目界案2について ②川辺堀之内地区の住民意向調査結果、町丁目界案2について ③懇談会の開催について

出 席 者

条例第4条第1号の委員

(敬省略)

青木 寛司、岩淵 修身、山口 雄樹

条例第4条第2号の委員

今尾 恵介、久万 千鶴、根本 純夫、吉野 美智子

条例第4条第3号の委員

竹泉 聡(代理)、勝見 忠法(代理)

条例第4条第4号の委員

関 伊左男

欠席者 条例第4条第3号の委員 貴堂 隆

日 野 市 │副市長 堀之内 和信、まちづくり部長 宮田 守

事 務 局

岡田 正和、黒川 芳憲、山岸 直広、伴登 順香

事 務 局

定刻になりましたので、只今から第 23 期第 2 回日野市町名地番整理審議 会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、ご出席頂き誠にありがとうございます。

私、司会を務めさせて頂きます、事務局の都市計画課 計画係長 黒川と 申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

なお、本日、欠席のご連絡を頂いております委員は貴堂委員です。従いまして、委員総数 11 名全員のうち 10 名の出席を頂いておりますので、審議会条例第 9 条の規定に基づき、会議は成立いたします。

議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承願います。

ここで報告事項に先立ちまして、人事異動により審議会の委員および、幹事と事務局が変更となっておりますので、この場をお借りしまして、ご紹介させていただきます。

日野警察署長様が勝見様に変わられていますが、本日は公務により欠席で ございますので、代理で警務課長様に出席していただいております。

続きまして、東京法務局立川出張所長が貴堂様に代わられておりますが、 本日は欠席でございます。

続きまして、市の人事異動によりまちづくり部長が代わっております。 幹事のまちづくり部長 宮田 でございます。

宮田部長

まちづくり部長 宮田でございます。私事でございますが、落川で生まれ育ち、今は新町に住んでおります。今回は新井地区をご審議いただくということで、子どもの頃駆けずり回っていた記憶があります。今後ともよろしくお願いいたします。

事務局

続いて事務局も担当替えがございましたので、紹介させていただきます。 山岸でございます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。

資料1 「次第」

資料 2 「名簿」

資料3 「パワーポイント打ち出し」

資料 4 「新井・石田地区 町区域(事務局案 2)」

資料 5 「川辺堀之内地区 町区域(事務局案 2)」

でございます。不足などはございませんでしょうか。

それでは、次第の 2、報告事項となりますので、会長、進行をよろしくお願いいたします。

会 長

本日はお忙しい中、会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方のご協力を賜り、スムーズな審議会運営に努めて参りたいと思いま す。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

前回は 12 月に行いましたが、委員の方々のいろいろなご意見がありました。区域がまとまらなかったということがあったと思います。その後、事務局の方々で現地の意向調査を行っていただきました。今回はその報告と、事務局案の 2 をご説明いただきたいと思います。

それでは次第に従いまして、報告事項①「新井地区の住民意向調査結果、 事務局案 2 について」事務局より説明願います。

事務局

事務局です。ご説明させていただきます。

(パワーポイントで説明)

会 長

只今のご説明に対して、ご意見ご質問があればお願いします。

A 委員

住民意向調査の集計結果で対象 14 戸、46 戸となっているが、どういうことなのか。

事 務 局

対象を戸建住宅として住民意向調査を行いました。意向調査で伺えた方の 人数を表の人数欄に記載しております。①地区については伺えた方は5人と いうことになります。

会 長

集計結果もそうですが、この町名地番整理を検討する区域、この区切り方にもご意見いただければと思います。

B 委員

集計結果のことですが、先ほどの話からすると、①の地区は 14 軒中 5 軒に伺ったと、②地区は 46 軒中 17 軒しか聞いていないということですね。その他の方法、例えば回覧板などで伺うなどはされているんですか。

事務局

回覧板は行わず、戸別に訪問し、1軒1軒に意見を伺いました。

B 委員

サンプル数が少ないので、この地区の意向が反映されているとは言い難い かなと思いました。

事 務 局

実際、戸別にまわった印象ですが、かなり抵抗感があったという感じがあ り、これ以上やっても結果は変わらないかなということを感じた部分はあり ます。

C委員

大字新井の一部が残るというのは、その残る部分の今後の予定や見通しを 教えていただきたい。

事 務 局

資料4をご欄ください。高幡地区のイメージ図を示しています。一部残る 大字新井はこの高幡地区に入るという想定をしています。現在、審議してい ただいている新井・石田地区や川辺堀之内地区の町名地番整理が完了すれ ば、この高幡地区も住民の方々と意見交換をしながら進めていくという流れ になります。

副市長

大字新井が残るところはどこですか。

事 務 局

資料4をご欄ください。現在の町の境界は太いグレーで表しておりますが、 そのグレーと今回の検討区域の赤い線の間が一部残る大字新井です。

A 委員

この一部残る新井は事務局としては、将来、高幡に入れたいということで すね。

実際に新井・石田地区の町名地番整理事業をするとなると、同時に高幡を どうするかということも考えなくてはならなくなると思いますが、今回資料 4 にあるように高幡地区の町丁目イメージが新しく出ていますが、この一部 残る新井は将来的には高幡地区に入れるという計画があるということです ね。

事務局

今回、新井・石田地区の住民の方々と意見交換する際に、今回の検討区域 に入らないが隣接する方々とも意見交換を予定しています。その中で、町名 地番整理事業区域がこの赤い線になった場合は、新井何丁目になるのは難し いというお話をする必要があると考えています。 会 長

一部残る新井に対して、新井何丁目に入るということではなくて、将来は 高幡になるということは言えないんですか。

事 務 局

事務局案ということでは言えると考えております。

副市長

新井の町名地番をするとなると、高幡も同時に考えなくてはならないので、新井と高幡はセットで進めていくということになりますか。

事務局

過去の審議会の中では、出来るところから行っていくという方向で進めてきておりますので、新井地区と高幡地区を同時にやっていくということではなく、まずは新井地区を進めていく。ただ、その進めていく中でその区域の縁辺部の方々、区域境界の方々には丁寧に説明した上で、赤い区域の新井・石田地区を事業区域として進めることを考えております。

会 長

はい、分かりました。

D 委員

大きなまちづくりとして考えた時に、新井地区と高幡地区を別々にやるのではなく、同時進行するのがいいのではないかと思います。

会 長

事務局いかがですか。

事務局

高幡地区においては、一度土地区画整理事業が完了した区域を含んでおり、資料4のピンク色で塗っている部分ですが、その部分の方々は高幡何十番地から高幡何千番地に変わっていて、地番整理を一度経験されている方がいらっしゃいます。また、高幡不動駅周辺には店舗が多いため、過去に町名地番整理を実施した日野駅周辺地区でもそうだったのですが、店舗の看板やチラシなどに住所が記載されていると、その住所が変わることに反対をされることが想像されます。高幡地区の町名地番整理を検討するとなると、かなり時間がかかることが予想され、それに引きずられると新井地区がいつまで経ってもできないということがあり、以前の審議会でも高幡地区と新井地区は切り離して考えるということがあり、以前の審議会でも高幡地区と新井地区は切り離して考えるということでやらせていただきたいと市は考えていることをご理解いただきたいと思います。

会 長

今の課長の説明に対して、ご意見はありますか。

B委員

確かに町名地番整理というのは、商業者にはかなり抵抗があるというのは もちろんで、理想的には全部一遍にやるというのが机の上では理想なのです が、実際に進めるとなると地元の住民の合意が得られないと進めるのは難し いので、この事務局案のように、やれるところからやるというので方向性は いいと思います。町名地番整理は果して全部やらなければならないのかとい うことも元々思ってはいますが、町名地番整理という考え方は戦前からあ り、そもそもは地番混乱地域の解消をやるために町名や親地番、枝地番を戦 前から震災復興の際にも整理することをやっていました。例えば、土地区画 整理の目途がついていない段階で、それを先行的に進めてしまうと将来の土 地区画整理にも影響が出かねないということがあります。北多摩郡の方でも そういったことがありますので、そういったことを考えると、拙速に町名地 番整理だけ先行してやっていくというのはあまり現実的ではないと思いま す。とりあえず、ペンディングとなる大字新井の残るところというのは残っ ても仕方ないと思います。あとは、技術的な話で、例えば新井2丁目に一部 残る新井を将来的に含めることも出来るのではないかと思います。親地番の 並びを予め考えておけば、一部残る新井を将来的に新井に含めるのか高幡に 含めるのか検討できると思います。

D委員

今、先生のおっしゃられたことはごもっともだと思いますが、3.11のように大震災が起きたりしています。震災の時に派遣された者を知っているのですが、例えばご遺体が見つかった時にその場所の町名地番が入り組んでいたために、場所の特定がなかなかできなくて保険がおりるのに時間を要し、ご家族がご苦労された話も聞いたことがあります。やはり、まちづくりというものは、その間で審議会に諮るということも必要ですが、ある程度の道筋をつけてこの期間までにはやるということが必要ではないかと思います。

会 長

今の問題は大字新井というものが残ってしまうと、それに対してどのような対応が必要かということでした。もう一度確認しますが、新井の町名地番整理と高幡の町名地番整理は別だということは皆さんご理解いただいていると思います。今、ここで話をしているのは、将来高幡になると想定される部分と、新井となる部分の境界線といったらいいのでしょうか、それをどうしましょうということなので、三沢1丁目から4丁目までにする際に取り残されてしまった三沢がありました、それをどうしましょうということで今になって討議しているのです。そういったことが無いようにするためにも、一部大字新井として残る地域に対しては、はっきりと将来は高幡という地番に

なりますと、言いきれないかどうかということなのです。言い切れれば、また新井になるのか、高幡になるのかということがなくなり、住民も安心すると思います。可能ならば、大まかな高幡になる期間も言えませんかというのが私の考えなのですが、いかがですか。

A 委員

会長が言われた通りだと思うのですが、バランス的にみると、高幡と新井を一緒にやるのが最もいいのでしょうが、コストの問題もあるでしょうから、先ほど会長が言われたように、一部残る新井には、ここは高幡に編入されるということを言えたらいいのかなと思います。また、三沢も八小の東側の道路を境として高幡と落川に分かれるということなど、ある程度のところまで決めておかないと新井も進まないのかなと思います。地元の方々が承諾されれば、この資料4の図面の境界でいいのかなと思います。

会 長

将来は高幡ですよと言い切れないかどうかはいかがですか。

事務局

先ほど申し上げた通りですが、市としては高幡に編入する考えということで、資料4のイメージを持って、何丁目というのは記載せずに、この区域で町名地番整理をしたいということで地元に入りたいと思います。先ほどB委員からあったように、新井2丁目の親地番の振り方によっては、将来新井2丁目を広げるということも可能かもしれないのですが、新井の町名地番整理の区域をこの資料4の赤い線に決めるとすると、残るところは高幡でやるつもりですと質問が出れば答えますし、説明の中でもそのような方向で地元に説明したいと考えております。ただ、なりますという断定は難しいと考えておりまして、あくまでもそのようにするつもりですというまでしか言えないと考えております。

コストの面は、これまでの町名地番整理事業ですと 10ha あたり 1,000 万円程度かかると見込んでおります。

B委員

今後の町名地番整理の進め方として、今問題になっている区域というのも、住宅が建て込んでいて整理はされていない感じです。今後ここに区画整理事業が入るという計画もあまりないという状況だと思うので、お金もかかることではありますので、とりあえずはこの案でいいのかなと思っています。私個人としては大字新井が一部残るという部分も新井のままでいいと思っています。町の境の基準として道路や水路を境界とするというものがあるから結構無理な区域になる訳で、最近は住居表示もそういうことも柔軟に対応し、住宅の背割りを町界としてそのまま住居表示をしてしまったりしてい

ます。現状を変更するのを最小限に留めて、一番地元との軋轢もないような省エネでやるというのがいいのかなと思います。ですから、これで進めるというのが順当かなと思います。将来ここが高幡になりますと言うのは、やはり手続き上、無理があると思います。この町名地番整理審議会、議会を経てという手続きも必要ですので、市役所の職員が住民の方々にここは高幡になりますとは言えないと思いますので、市の意向ではこうですというのはあるかもしれませんが、あまり急がなくてもいいのかなと思います。

事 務 局

今回検討している新井の区域で、市施行の区画整理の予定はありません。 この新井の町名地番整理を検討するにあたり以前、自治会長さんともお話し させていただきましたが、町名地番整理を行うということは市は区画整理は やってくれないということなんですねと尋ねられたこともありますが、今の ところ予定はありませんとその時もお答えしています。よって、区画整理は 行わず町名地番整理を先行するということは一度地元にもお話しをした経 緯があります。

会 長

先ほど、A 委員から話がありました三沢の八小の東側に対してはいかがですか。

事務局

今の案では高幡1丁目にも入っていませんので、こちらについては落川・ 百草地区の町名地番整理の際に、東側の落川地区に編入するという考え方で おります。ただし、それも高幡地区を町名地番整理する際に、その三沢の方 にもご意見を伺いながら行わなければならないと考えております。

会 長

ありがとうございました。新井・石田地区の町丁目界 事務局案 2 につきまして、みなさんの意見としては只今お聞きした内容でよろしいでしょうか。

E 委員

会長が先ほどおっしゃったような感じで、将来こうなりますとはっきり言わないまでも、そんな心づもりがあるような感じでお話しされることで、収まるのであればそれで収めていただいた方が、この現在の区域どりで悪くはないとは思いますので、よろしくお願いしたいと思います。いつまでも時間がかかるよりは、ここの辺りは混乱しているところですから、出来るだけ早いうちに整理するのが良いと思います。

B委員

高幡のイメージということで、東側から1丁目2丁目3丁目と振ってあり

ますが、基準からそうしていると思いますが、これを高幡の方に示したら大 反対が起こると思います。お不動さんが1丁目でないのはあり得ない訳です。 もともと高幡ではない場所が1丁目なんてとんでもないということになると 思います。

事 務 局

市の基準がありまして、東側から1丁目2丁目と振っていくことになっております。確かに、B委員がおっしゃられたようにお不動さんのところを1丁目にする案が一番合意を得られやすいと考えております。同じように、今回の新井地区についても、石田の方を新井1丁目としていますが、本家の新井は新井3丁目の方だという説もありますので、地元のご意見を伺いながら考えていきたいと考えております。

会 長 それでは、皆様からご意見ありました新井・石田地区町丁目界事務局案 2 はこの案で地元に入っていただくということでよろしいでしょうか。

委員異議なし。

B 委員

会長りがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項②「川辺堀之内地区の住民意向調査結果、 町丁目界案2について」の説明をお願いいたします。

事務局 (パワーポイントにて説明)

会 長 只今の説明を聞いて、ご意見ご質問がある方はいらっしゃいますか。

E 委員 かなり昔の方は別府神社を宮にということにこだわっていたと思うので、 すごい気になります。

私も宮自治会の会員でして、万願寺の町名地番整理をやる時に反対し、別府神社は絶対に宮になければいけないということで、やっていたのですが、請願を取り下げたりして混乱もあったことを記憶しています。宮自治会としては、将来は別府神社は必ず宮になるというつもりだと思います。今回ヒアリングされたのは、別府神社の西側の新しい家ですよね。その新住民の方々は面倒くさいと反対するのは当然だと思います。面倒くさいというのはどこだって面倒くさいので、それを言ってしまうとついこの間引っ越してきた人

が、地名政策に大きく影響を与えてしまうというのはいかがなものかと思います。地名は、その場所に今住んでいる人だけのものではなく、先祖から受け継いで未来に続くものです。今、住んでいる人が反対といっても、それは神社の地名の由来は宮であり、少なくとも道路の西側は宮になるのが順当なことだと思います。地名を考えた場合に、やはり由緒から離れてしまうと将来に波紋を残すということになりますし、前回案のように新川崎街道から西側が宮ということが一番の落としどころだと思います。

会長りがとうございます。

新川崎街道から西側の一部は区画整理が完了しているということなのですが、この地区は万願寺に変わる前の地名は何だったのですか。

B委員 変わる前は宮です。

会 長 区画整理区域に入ったから万願寺になったということですね。

事務局 その通りです。

会 長 実際に現地の意向を聞けば、事務局案2のように区域がジグザグになって しまうだろうと私は思っていますが、B委員からご意見がありました。他に ご意見がある方はいらっしゃいますか。

D委員 新川崎街道について、勉強不足で申し訳ないのですが、万願寺という町が 出来た後に出来た道路ですか。

事務局 道路の方が先に出来ています。

D委員 道路が先に出来て、別府神社の西側も含んで当時万願寺としたのですね。

E 委員 当時かなりの反対がありましたけど。

D委員 歴史的な経緯を教えていただければと思います。

事務局 万願寺土地区画整理事業の区域があって、その中に新川崎街道という都市 計画道路があり、その道路が区画整理区域の端に位置しているので、道路の

西側も区画整理の区域になっています。万願寺土地区画整理事業の終了と同時に町名地番変更を行っていますので、そこだけ違う町名にするのもおかしいことになりますので、万願寺になったという経緯があります。よって、道路は区画整理事業の中で整備して、区画整理事業が終了した時に町名地番整理したということになります。

会 長

別府神社について、昔からいろいろな経緯があるということについて E 委員もう一度お話しいただけますか。

E 委員

宮の鎮守様として昔からこの別府神社はありました。それなのになぜ万願寺に変更してしまうのかいうことで、当時もこの審議会に参加していましたが、あれっという感じでした。我が家にも宮の方がいらっしゃって、なんとか宮にしてくれないかということを言われました。そういうこともありましたので、何とかならないかということを言ったら、今後、宮の地番整理をするときに考えましょうという意見が出ていたのを覚えています。なのに、今度は宮の地番変更の時になったら、また別府神社が区域から除かれているので、あれっという感じです。せめて別府神社だけでも宮の区域に入れていただいてもいいのではないかと思います。

会 長

地図で見ると別府神社の西側に 10 軒程度ですか家が建っていますが、これは万願寺の区画整理が終わった後に建ったのかなと思うのですが、その方々に絞ってお伺いしたいと思いますが、この方々たちは皆、万願寺で良いという方々だったのでしょうか。

事 務 局

神社の西側にお住まいの全員の方にはお伺いできてはいないのですが、いらっしゃった方に伺うと、越してきてまだ 10 年くらいということで万願寺で定着してしまっているので変わるのは嫌だということでした。一方で、大規模な土地所有者の方では絶対宮に戻してほしいという方もいらっしゃったのも承知している中で、事務局としてもかなり悩んだ部分ではあります。

E 委員

その辺りは大字日野になっているのではないのですか。

事務局

別府神社から北の部分は大字日野です。

B委員

補足いたしますと、宮という地名は、万願寺になる前はもっと東の方まで

ありました。今の万願寺の中で一番広いのは宮だったくらい宮の区域があり ました。今の川原付団地の辺りも宮でした。それが、万願寺区画整理の町名 地番整理の時に現在の宮まで削られてしまったということです。その宮の中 心というか心のよりどころというものが別府神社です。私も神社の賛助会員 ですが、宮の地番変更の時には是非、神社を宮にという話がありました。私 は下田の地名をなくさないようにという署名運動を当時活動しており、この 町名地番審議会の委員もやっていましたが、その時に私案として、新川崎街 道から西側のバイパスより北側の細い部分を宮1丁目、バイパスより南側の 細い部分を上田1丁目という案を出したことがあります。12年くらい前に。 その細長い部分の方々はほとんど新住民です、それで多数決で決めるとなる と万願寺のままになってしまいます。町名地番政策はそうあってはいけない と思います。歴史を踏まえて、そのためにこの審議会もあると思いますので、 市役所の方も大変だとは思いますが、やはり別府神社は宮の中心ということ で、また以前の経緯も説明すれば、何が何でも絶対嫌だということでもない のではないかと思います。その新川崎街道そのものが別府神社にかかるとい うことでわざわざ曲げたという経緯もあります。神社からずらして今の場所 を通るようにしたのです。それだけ地元が大事にしている神社です。つい最 近越してきた人がみんなで嫌だと言っても、宮全体から考えると、地元の人 は受け入れがたいのではないかと思います。

E 委員 事務局案は再考していただきたい。

F委員 住んでいらっしゃる方の意向調査の話もありましたが、新川崎街道という これだけ明確な道路があるので、そこを町の境界とした方が誰しも納得でき るのではないかと思います。今、話があったように後から入って来られた新 住民の方の意見もあるかもしれませんが、大勢の納得を得るのは、この新川

崎街道ですっきりと分けるのがいいような気がします。

会 長 その他ご意見ありますか。

A 委員

私はこの辺りに行ったことがなかったので行ってみたのですが、道は狭い し町名地番どころではないのではないかと感じました。もっとやることがあ るのではないかと言われてしまうのではないかと思います。もうちょっと多 くの人の意見を聞いて、時間をかけた方がいいのではないかと思います。ま ちづくりとしても遅れていると印象を受けました。

事 務 局

この辺りの区域は万願寺土地区画整理事業の第三期が計画されていることもあり、基盤整備が遅れているということがあるかもしれませんが、今は 万願寺の第二期が施行中でありますので、当分は事業を行う予定はないのが 現状です。

今、委員の方々からあったご意見は、宮・上田と万願寺の境界は新川崎街 道であるべきというご意見をいただいておりますし、この地域の大きな土地 をお持ちの方々からご意見をきいた際も、新川崎街道から西側は宮や上田に 戻すことになっているとご記憶されておりましたので、事務局案としてもこ の案で固めた訳ではありませんので、審議会委員のご意見も踏まえながら柔 軟に検討していきたいと考えております。

会 長

川辺堀之内区画整理のことと、町名地番整理について教えてください。

事 務 局

資料 5 の川辺堀之内地区町丁目界(事務局案 2)の、肌色で色塗りされているところが川辺堀之内土地区画整理事業が施行中の区域です。その完了時には地番整理を行わなければなりません。区画整理完了にあわせて飛び地が多い上田・宮も同時に町名地番整理を行うという方向でまずは地元に入りたいと考えております。

その際、上田・宮での町名地番整理への抵抗がかなり強かった場合は、区画整理完了にあわせて、川辺堀之内1丁目・2丁目のみ町名地番整理を実施するなど柔軟に考えなくてはならないと認識しております。その方向で進んだ場合、区画整理事業地内で事務局案では上田2丁目の地域については、区画整理完了時には上田2000何番といった地番の振り方が出来るのかなどを法務局と調整する必要があります。

会 長

数年後に川辺堀之内区画整理事業が完了する時にあわせて、上田や宮の飛び地を解消したいということですね。

事 務 局

その通りです。

A 委員

先ほどの新井地区の案では、大字新井が一部残るということもありました ので、バイパスの北側は川辺堀之内のままでもいいのかなと思います。

あと、事務局案2の宮2丁目の区域ですが、南側に折れ曲がっているのは なぜですか。 事務局

日野バイパスと日野バイパス延伸の分岐部であり、町区域は道路の南側を 境界とする基準がありますので、道路の端に沿って境界としております。

A 委員

日野バイパスに沿って、事務局案の宮2丁目は直線でもいいのでは。宮2 丁目がバイパスをまたがるということですよね。

事務局

またがることはないです、この部分は全て道路です。

A 委員

あと、前回の案から一部変わっている部分として、上田2丁目と川辺堀之内1丁目の境界が前回から変わっています。

事 務 局

前回お示しした案は、今回案で上田2丁目になっている方を川辺堀之内1 丁目の区域に入れておりましたが、その場所の方のご意向を伺った結果、上田2丁目に入れる案としました。

A 委員

今回の案の方がいいと思います。

B 委員

バイパス北側の事務局案の宮2丁目という場所は、元々川辺堀之内なので、 川辺堀之内2丁目にした方が歴史的継続性があると思います。そうすると、 宮2丁目は大変小さな区域になりますが、気にしなくていいと思います。

前回審議会で、町名を新たに設定するのではなく、宮で今使われていない地番を振り直すことを提案しましたが、それは難しそうなので、宮1丁目、2丁目にするにしても、今川辺堀之内のところを無理やり宮2丁目にくっ付けて広くしなくても、現状の境界が割と素直なのでそれを活かせば、国道の分岐部のところも川辺堀之内になりますので良いと思います。その辺りは無理をしないで、宮2丁目が2haくらいになっても支障はないと思います。全国各地には小さくなる宮2丁目と比べて1/2、1/3の大きさの町もあります。

事 務 局

前回審議会で委員からご意見があったように、今川辺堀之内のところはそのまま、川辺堀之内何丁目にする案も考えられると思いましたので、バイパス北側の川辺堀之内の方々に意見を伺いました。資料3の10ページ目にあるように、宮2丁目になることに対して仕方ない、問題ないといったご意見が最多でしたので、前回の事務局案を継承しています。

A 委員

川辺堀之内のバイパスより南に住んでいる方ですが、あまり線はいじらな

いで欲しいという意見を言う方もいましたので、バイパスの北側の川辺堀之内はそのまま川辺堀之内何丁目ということの方がいいように思います。

宮も1丁目と2丁目に分けないといけないのですか。

事 務 局

1 丁目、2 丁目と分けないことを単独町名といっていますが、町名の基準の中で、単独町名は採用しないことになっていますのでそれに従って案を作っております。ただし、富士町やさくら町などの大規模工場の敷地は単独町名を使っている事実はありますので、どうしてもダメかと言われると、実際には使っている場所もありますというお答えになります。

宮を単独町名にすると、今も宮何番地と使われているなか、新しく地番を振ると宮の何千番地といった今の地番と混同しないように桁数を多くして地番を振らなければならなくなりますので、それでは町名地番整理の意義がなくなります。よって、宮1丁目、2丁目と分けて、1丁目1番地1から地番を振るのが望ましいと考えています。

会 長

バイパスの北側にある川辺堀之内の取扱いについては、最後まで議論が必要になるかもしれません。

今の川辺堀之内はそのまま川辺堀之内何丁目という意見も理解できますが、ただ一方でバイパスの北側に細長く川辺堀之内が残るのもどうかと思う部分もあります。

D 委員

バイパス北側の川辺堀之内の土地利用はどういう使われ方をしているのですか。

事 務 局

日野バイパスは万願寺から市役所の方に向かって上り坂となっており、橋のような形をしています。その下は行き来できます。土地利用としては、住宅や畑となっています。

D 委員

大きな道路が出来ると、単純に考えてそれをまたいで一つの町にするというのは難しいのかなと思います。我が家も実際にそういった大きな道路の付近にありますが、大きな道路があるとなかなか行き来が難しいです。でも、自治会であれば任意団体なので、それを分けることも可能な訳ですが、今の皆さんの意見を聞いていても、実際はバイパスの下は通れるけれども、すぐはけになっているということですね。何となく場所が分かってきましたが、宮もいい地名なので、将来的に考えてもこのバイパス北側は宮でいいのではないかと思います。

事 務 局

この地域にお住まいの方も、半分くらいの方は宮になることを前向きにと らえていただいていると思う。

D委員

バイパスを境界とするのと同じように、新川崎街道を境界とすれば別府神 社も宮になりますので、良いと思います。

B 委員

川辺堀之内と宮・上田とは少し状況が違いまして、今万願寺になっているところの大部分に宮がありましたが、今は万願寺になっていて、変更前に比べると万願寺の区域が何倍にも膨れ上がり、宮が大分小さくなっているという状況です。

宮と上田は昔から一体のもので、飛び地の持ち合いも似たようなものになっています。万願寺・下田がワンセット、石田・新井がワンセットになっているといった感じです。川辺堀之内と上田は飛び地の持ち合いもありませんので、今の境界は割と素直になっています。よって、上田2丁目と川辺堀之内1丁目の境界も今回の案でいいと思います。ただ、バイパス北側の川辺堀之内ですが、無理やり宮にしなくてもいいと思っています。なるべく、地名政策は保守的であるべきだと思います。どっちの地名がいいかというと田園調布がいいということも通ってしまうような考え方ですので、歴史的な経緯と飛び地の解消ということは合理的なので、それはいいと思いますが、バイパス北側の川辺堀之内を宮にするのはかなり無理やりすぎるので、宮2丁目は2haで結構だと私は思います。

事 務 局

後程ご説明しますが、秋頃にまずは川辺堀之内区画整理組合の方々と意見 交換したいと考えておりますので、その中でも地元の方々のご意見をいただ けると思いますので、その中で検討していくということも出来ると思いま す。

会 長

川辺堀之内地区の町名地番整理まではまだ少し時間があること、また今後 区画整理組合ともお話しされるということでした。

その上で、新川崎街道の部分ですが、この道路の西側にお住まいの方に聞くと今回の事務局案になりますが、審議会としてはこれまでの経緯も踏まえると新川崎街道を境界とするべきかどうかご意見はいかがですか。

G委員

先ほどの万願寺区画整理の際に一旦は万願寺とするが、いずれは宮や上田 を戻すといった話がありましたが、そのことについて市の公式文書は残って いるのですか。

事 務 局

公式文書では残っていません。当時の町名地番整理の説明会の際のやり取りを記憶されており、それで当時は納得した部分があるということです。一人の方がそういっている訳ではなく、何名かの方から同じような意見を聞いていますので、そういったことがあったのだと思います。平成16年頃です。

E 委員

私も当時も審議会の委員でして、宮に元から住んでいた方々がぜひオブザーバーとして出たいということもありましたが、すごく頑張って活動されていました。当時の万願寺の時には、わかりましたいずれ戻るのを待ちますといった感じで、町名地番整理が通ったような気がします。そういうことがありましたので、上田や宮に戻らないのを仕方ないと認めてしまったら、私としても何のために審議会委員を続けてきたのか分からないので、当時後で考えますと意見が市から出たから活動されていた方々も引き下がったと思います。

会 長

B 委員、その当時のまとめといいますが、E 委員の意見も踏まえてお願い します。

B 委員

当時はとても収まらないような状況でした。万願寺区画整理の時には、宮の方々は大幅譲歩したという思いをお持ちの方が多いということです。新川崎街道の東側も宮・上田は万願寺になってしまっているので、この道路から西側は宮・上田を復活させるというのが順当だと思います。

会 長

その他にご意見ございますか。

A 委員

当時、宮・上田に戻すことを求めた方々は今もいらっしゃるのですか。

B委員

今もいらっしゃいます。

A 委員

今もいらっしゃるのであれば、当時の思いのままなのか、今の町名のまま でいいのか聞いた方がいいのではないかと思います。

まだ存命ならば、意見を聞いてみるべきだと思います。

E 委員

別府神社でお祭りをやる時には、宮地区センターに皆さんが集まって話し 合いをされているのも見かけているので、そういう意味でお話ししました。

事務局

資料3の12ページ、13ページにもありますように、この地域の大規模な 土地をお持ちの方にご意見を伺うと、当時のことをご記憶の方も何名かいら っしゃり、宮に戻すことになっているはずというご意見や、この地域を町名 地番整理する時に考えようとなったというご意見がありましたので、上田や 宮を戻すことを希望されている方はいらっしゃると思います。

副市長

今は万願寺ですが、その決定の経過の中で、宮にして欲しいということがあったのは私も承知しています。今の状況としては、宮にしてほしいという方と、万願寺になって住まわれて10年くらいたった方々は万願寺でいいということのすり合わせをしていかなければならないと思います。この辺りは時間をかけていきたいと思います。新しく住まわれている方も市民ですし、その意見を無視もできません。現実的に10年間新しい地番で使われていますので、その事と宮に戻すことを検討するといった当時の経緯のすり合わせは、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

会 長

副市長のご意見もありましたが、今回の川辺堀之内の事務局案2に対して、 審議会として何らかの結論を出さなければならないと思います。委員の皆様 の意見を踏まえると、新川崎街道を境界とすることで地元に入っていただく ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 良いと思います。

それでは、新川崎街道を境界とする案に変更して、地元に入っていただき たいと思います。

事務局はい。

長

会 長

会

もう一つ、バイパス北側の川辺堀之内を宮何丁目とするか、川辺堀之内何 丁目とするかは、これから地元に入って決めていくということで、今は保留 ということでよろしいですか。

委員りいいと思います。

会 長 また、大字豊田は川辺堀之内何丁目ということで住民も概ね理解されているようなので、事務局案でよろしいですね。

委員いいと思います。

会 長 また、宮と上田の飛び地を解消するために、事務局案の境界が示されていますが、今後住民との懇談会に入って意見を聞くことを前提として、この案を暫定的に了解するということでよろしいでしょうか。

委 員 何丁目というのは、まだ表記しないで、地元に入る方がいいと思います。

会 長 そうですね、町の名前をどうするかということで地元に入っていただきた いと思います。

事務局 はい

会 長 次に報告事項③「懇談会の開催について」説明をお願いします。

事務局 (パワーポイントによる説明)

会 長 ありがとうございました。今のことについてご意見、ご質問はありますか。

事務局 補足として、自治会員だけではなく、対象地域内の住民の方々との懇談会を行うつもりです。

B委員 懇談会というのは、話を聞くというスタンスですか。

事務局 市としては町名地番整理をやりたいので、案に対してご意見をいただくと いう場にしたいと思います。

B委員 高幡に近い新井の方々などからは、うちは高幡がいいという意見が必ず出てくると思いますが、そういうときには地名は多数決ではなく、歴史的なことを踏まえなければいけないということを市の方には理解していただいて交渉していただきたいと思います。人気投票ではないということです。例え、多数の方が賛成していても歴史的な経緯を踏まえる必要があるということが私の希望です。

会 長

そうですね、万願寺区画整理の時に、石田を残すのに苦労した経験がありますが、アンケートに左右されるということは極力避けていただきたい思います。アンケートいう方法がいいのかも改めて考えた方がいいのかなと私は思います。アンケートは多数に左右されることがありますので、注意していただきたいと思います。

他にご意見はございませんか。

事務局

参考でご説明させていただきます。今年度、新井地区についての検討調査 業務の委託料を計上しており、住民との懇談会や街区案作成などを行う予定 となっておりますことをご報告させていただきます。

会 長

他にご意見はございませんか。

ご意見はないようですので、関係機関の皆様からご意見を頂戴したいと思います。日野郵便局さんお願いします。

日野郵便局長

町名地番にあわせて配達しておりますので、住民の方々の意見を聞いていただいた上で進めていただければと思います。

会 長

ありがとうございました。次に消防署長さんお願いします。

消防署長

災害出動や救急出動している立場から申し上げると、なるべく整然と並んだ町名地番にしていただいているのが一番いいことですが、やはり住民の方々の意見が大切だと思いますので、それを尊重していただきながら進めて頂ければと思います。最近気になるのが、新しい住宅でお名前は出ているのですが、番地が出ていないお宅が多いので、出動した場合に番地で迷う可能性もあるので苦労しているところです。ただ、個人情報のこともありますので、難しいとは思います。

会 長

ありがとうございます。警察署さんお願いします。

警 察 署

消防署長と同様ですが、レスポンスタイムというのがありまして、110番でいかに現場に行けるかどうかということです。平成27年のレスポンスタイムは日野管内で約7分45秒となっており、110番が約8,000件ありました。前年に比べてレスポンスタイムは10数秒短縮されていますが、やはり地番が整理されていれば、それだけ現場に臨場しやすいと思っております。個人

的には、別府神社の話がありましたが、町の方の思いもあると思いますし、 私見としては新川崎街道から西側は宮が良いのではないか思いました。また、万願寺に宮という駐在がありますが、その名称の意味がこの会で分かり、 住民の方々の息吹を感じたなという気がしました。引き続き、住民の方々の ご要望にお応えできるように努めて参りたいと思います。

会 長

ありがとうございました。様々なご意見をいただきましたが、町名地番整理というのは住民の方々にとっても手続きなどの負担や心の負担がかかることを審議している訳でございます。ここで審議した結果と、最終的な結果が違う場合もあるかもしれませんが、市の努力をいただいてこれから進めていく心づもりでおります。今後とも皆様方のご協力をいただきたいと思います。副市長からも最後に一言お願いいたします。

副市長

本日はありがとうございました。報告事項ということで諮問事項はありませんでしたが、新井地区と川辺堀之内地区の案と懇談会について議論していただきました。新井地区については、今年度予算化しておりますので、ある程度具台的に進めながら、同時に住民の方々のご意見をききながら進めていけると思います。あまり固定観念を持たずやっていきたいと思います。

川辺堀之内地区については区画整理事業も含めてもう少し時間がありますので、先ほどの宮のことも含めて、もう少し時間をかけて地域の皆様とお話ししていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

会 長

それでは、町名地番整理審議会を終了いたします。長時間にわたりありが とうございました。